

訴状 捨印

平成27年6月18日

〇〇簡易裁判所民事部御中

損害賠償請求事件

原告

郵便番号000-0000

東京都〇市〇町 マンション〇号室 (送達場所) 住所の後に送達場所と記す

有賀正博 印 はんこ

電話000-000-0000

ファクス000-000-0000 (あれば)

被告

郵便番号000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 登記簿謄本に記される住所

株式会社A社 登記簿謄本に記される会社名

代表者 代表取締役 A社社長 登記簿謄本に記される被告の代表者

電話000-000-0000

ファクス000-000-0000

訴訟物の価額 12万円 損害賠償金額を記す。数字の表記法に決まりがある

貼用印紙額 2000円 価額が12万円なら裁判費用は2000円の印紙を納める

予納郵便切手 4980円 切手は一部の裁判所の売店ではセット販売されている。

## 請求の主旨

- 1) 被告は、原告に対し、金12万円を支払え。
- 2) 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。主旨はこれだけでよい。シンプルに。

## 請求の原因

- 1) 被告A社の100%子会社であるスペインの旅行会社B社が、自社のウェブサイト、原告が著作権を有する写真を2年間無断使用していたこと（甲1）が平成27年4月10日に判明した。
- 2) 当該写真は、平成24年4月28日午後2時17分に、スペイン、アンダルシア州、セビーリャの春祭りの会場において、原告が、自身が所有する一眼レフカメラで撮影した（甲2）ものである。自分が著作権者であると強調
- 3) 原告は、被告に対してただちにメールで問い合わせをした（甲3）が被告はこれを無視した。翌週には内容証明便による通知をした（甲4）が被告はこれもまた無視した。裁判の前に穏健に話し合おうとしたことを強調
- 4) メールで問い合わせをしてから4日後の4月15日に、当該ウェブページをサイトから削除していることから、被告は自らに非があることを認識しているのは明らかだ。被告が非を認識していることを強調
- 5) 平成27年4月27日に、原告は被告B社東京オフィスに電話をかけて問い合わせた。折り返し5月1日にA社社長が原告に電話をかけてきたが、「この写真は無料で使える写真だ」と主張し、写真無断使用の認識も謝罪もないばかりか、逆に原告が被告を中傷しており訴訟の用意があるなどと主張し、まったく誠意がない。よって原告は被告に損害賠償金を請求するものである。やむを得ず告訴したと強調

- 6) 請求額12万円の根拠は、ウェブ用途の使用料1年間3万円×使用期間2年間×無断使用の損害金として2倍である。写真レンタル業界最大手の株式会社アマナイメージズの料金表(甲5)ではウェブ用途の写真使用料は2年間は6万円、無断使用はその2倍と明記されており、業界標準に準じたものである。なかには10倍を請求すると明記するエージェンシーもある
- 7) 被告は、当該写真は検索語「セビリア 無料画像」で検索しヒットした画像をダウンロードして使用しただけのことで、著作権侵害の意図はなく料金を支払う必要はないと主張した。しかしながら「無料」で検索したものがすべて無料で手に入ると考えているとは社会人とは思えぬ思慮の浅さであり、賠償責任は免れない。またこの主張はすでに判例で否定されている(東京地裁平成27年4月15日判決(確定)、事件番号:平成26年(ワ)24391号)。もし被告が「無料画像を使っただけだ」と言い張る手口をとったら、「その言い訳は通用しない」としたこの判決を記すといい。

添付書類 証拠のこと。各コピー3部ずつ作成する

- 甲1: 被告側が当該写真を無断使用したウェブページのプリント  
甲2: 原告の著書に使われている当該写真  
甲3: 原告の問い合わせのメールに対する、被告側からの自動返信  
甲4: 内容証明郵便  
甲5: 写真レンタル業界最大手の株式会社アマナイメージズの料金表  
甲6: 5月1日になされた電話による被告と原告の会話の記録

各添付書類に(甲○)と表記する。

「原告の証拠○番」という意味。被告は(乙○)と表記する

左側で書類を綴じるから少し余白をとる

ページ番号を振る